



メキシコの金融改革

(注: 本コメンタリーは 2013 年 12 月公表の英語版 Financial Reform in Mexico の日本語訳である。)

メキシコのエンリケ・ペニャ・ニエト大統領は 2013 年 5 月 15 日、金融に関する 34 の法律を修正、追加、廃止する改革法案（「金融改革法案」）をメキシコ連邦議会常設委員会に提出した。

大統領が提出した金融改革法案は 9 月 10 日、下院議会において広範な修正を受け、修正後の法案は、さまざまな金融法の規定や金融グループ法の問題について変更、追加および廃止をするものとなり、同日下院議会を通過した。そして 11 月 26 日、上院議会は同法案を修正することなく可決した。従って、修正後の法律（以下「本法」という）は、施行のため、公布と、官報における公告を待つのみとなった。

本稿では、施行日の異なる金融改革法案のさまざまな法律や修正の内容について説明する。

金融改革法案は、大統領府の声明及び立法府の公式見解によれば、以下のようなことを基盤として定められた。

- 銀行が融資を拡大できるようにするための新たな奨励策を導入する。
- 銀行および金融システムに関し、公正な競争が行われ、金利が下がり、費用が軽減されるようにする。
- 金融および銀行システムを強化し、長期にわたる持続的成長を可能にする。
- 金融セクターの進化に寄与する開発銀行セクターの新たな指揮系統を確立する。
- 金融当局の法的権限を強化し、罰則を科せるようにする。
- 債務者と債権者の関係を適切で公平なものにする。

以下、本法の主な内容について説明する。

銀行融資のための新たな奨励策の導入

融資に関し、本法では以下の点を目指している。

- 銀行セクターによる中小企業向け融資を改善する。

- 財務公債省 (Department of Treasury and Public Credit) が銀行の成績、特に国内の最も生産性の高いセクターを支援して振興を図る銀行の義務順守に関して評価できるようにする。
- メキシコ国家銀行証券委員会 (National Banking and Securities Commission) が銀行の規則や方針を定められるようにし、国内で最も生産性の高いセクターの資金調達に、より多くの資源を注入できるようにする。

金融サービス利用者保護のための国家委員会 (National Commission for the Protection and Defense of Users of Financial Services) の法的能力の強化

この分野における本法の目的は以下の通りである。

- 金融当局に対し、金融商品およびサービスに関して消費者に効率良く助言できる今までとは別の手段を提供する。
- 当事者間の紛争を解決し、公平性、迅速性、透明性、効率性および有効性の原則を保証する新たな手続きとして、金融問題仲裁システム (Arbitral System on Financial Matters) を設置する。これにより、あらゆる仲裁手続きに参加する独立仲裁人の登録簿が整備される。
- 信用・貯蓄組合代理 (Correspondents of Popular Credit and Savings) に関する規則を改正し、金融会社、金融コミュニティー会社および貯蓄貸付協同組合が、必要なサービスを提供する第三者と契約や協定を結び、業務に関する手数料を定められるようにする。

信用組合

信用組合に関し、本法は以下のことを目指している。

- 信用組合の組合員となれる個人および法人の範囲の拡大。法律や規則にこれまで盛り込まれていなかった新たな経済活動も定める。

- 信用組合が組合員に対して合法的に提供できる、資産のリースをはじめとする業務範囲の拡大。

保証の供与および実行

保証に関し、本法では以下のことを提案している。

- 訴訟手続きをより効率化するため、証拠採用や当事者への送達をする期間を短縮するなど、商事事件の訴訟を迅速化する。
- 消費者保護庁 (Consumer Protection Agency)、金融サービス利用者保護委員会における仲裁手続き中に締結された合意書が、訴訟提起に必要な文書リストに盛り込まれるよう定める。
- 執行裁判や司法決定の申立てをすることなく、元本の支払いの担保として差し入れられた現金の使用を認める。

破産手続き

破産に関し、本法は以下のことを目指している。

- 破産手続きを迅速化するための規定を盛り込む。
- 手続きの間、経済主体を保全し、会社の価値を維持するための緊急融資契約の締結を容易にする。
- 調停の期間は延長されないこと、調停が終了すれば会社の破産手続きに入らなければならないことを明確にする。

公設保税倉庫

本法では以下のことを目指している。

- 二次的金融機関に適用される規則、特に保税倉庫、多目的金融機関、両替店、送金会社、両替センターに関する規則の改定。
- 公設保税倉庫のコーポレートガバナンスに関し、現代的な規則を制定する。

銀行の清算

本法では以下のことを目指している。

- 破綻銀行に適用される、司法機関が監督する特別な手続きを銀行法で定める。

- 清算手続きはいかなる段階であっても停止してはならないことを定める一方で、補助的手続きを通じて解決される紛争を制限する。

株式市場

株式市場に関し、本法では以下のことを目指している。

- 有価証券の公募に参加する証券会社に追加的な義務を課する。
- 投資顧問として行為すべき人を定める制定法上の推定を拡大する。

罰則および海外投資

罰則および海外投資に関し、本法では以下のことを目的としている。

- 国家銀行証券委員会に対し、行政手続きによって出された罰則を科す決定、その違反者と会社の名前、同人が合法的に申立てることのできる異議手続につき、公表する権限を与える。
- 関連会社を通じての投資に関する現行規則を補完するため、さまざまな金融機関に適用される海外投資についての規制を緩和する。
- 連邦刑事訴訟法 (Federal Code of Criminal Procedures) の範囲内で、重大と見なされる犯罪の種類を規定する。

金融グループ

金融グループに関し、本法では以下のことを目指している。

- 新たな金融グループ法 (Statute of Financial Groups) を制定する。
- 金融グループ持株会社が、子会社だけでなく、特に支配関係のない事業者に対する投資、間接投資の可能性の許容も含めてできるようより柔軟な企業構造を検討する。

担保貸付

担保貸付に関し、本法では以下のことを目指している。

- 規則に従わない主体に対して課される合理的期間及び罰則を含む、債権者代位権を行使できるような柔軟な手続きを導入する。
- 第三者またはその他の代位された債権者に対する権利行使可能性を保証するため、債権者代位権を正式なものとする文書を商業登記所 (Public Registry of Commerce) に登記しなければならないことを規定する。

ミューチュアルファンド

ミューチュアルファンドに関し、本法では以下のことを目指している。

- 投資主総会および役員会を廃止し、これらの機関が負っていた任務を管理投資会社に託すことにより、ミューチュアルファンドに関する柔軟な規則を導入する。
- ミューチュアルファンドの認可、設立、運営手続きを簡素化する。

エネルギー規制委員会には、民間事業者による発電・配電に関する許可、認可や免許を付与する権限が与えられる。また同委員会には、憲法上独立性が認められ、120 日以内に委員を任命する。同委員は、大統領が提案する 3 名について上院が検討し選出されることになると思われる。

関連法の承認から 12 カ月の間に、大統領は国家エネルギー管理センターを管轄下より独立した組織としなければならない。現在、同センターは CFE の管轄下であり、メキシコ国内の送配電を監督しているが、今後は国内配電網の管理を委託され、また電力卸売市場を運営し、国内送電網および送配電にオープンかつ公正にアクセスできる環境を提供することを任務とすることになる。

弁護士へのコンタクト

更に詳しい情報をお求めの場合は、最寄りの事務所の代表者又は以下に掲げた弁護士にお尋ね下さい。一般的な E メールでのメッセージは、www.jonesday.com からご覧頂ける“Contact Us”フォームを利用して送信頂けます。

Mauricio Castilla
Mexico City
+52.55.3000.4014
mcastilla@jonesday.com

Alejandro Chico
Mexico City
+52.55.3000.4000
achico@jonesday.com

Fernando de Ovando
Mexico City
+52.55.3000.4010
fdeovando@jonesday.com

Antonio González
Mexico City
+52.55.3000.4051
agonzalez@jonesday.com

Silvia Malagón
Mexico City
+52.55.3000.4011
silviamalagon@jonesday.com

Héctor Tinoco
Mexico City
+52.55.3000.4086
htinoco@jonesday.com

Iván Pérez Correa
Mexico City
+52.55.3000.4033
iperez@jonesday.com

Nicholas E. Rodríguez
New York
+1.212.326.3608
nerodriguez@jonesday.com

外国法共同事業 ジョーンズ・デイ法律事務所

〒105-0001

東京都港区虎ノ門四丁目1番17号
神谷町プライムプレイス

電話 03-3433-3939
FAX 03-5401-2725

www.jonesday.com

本コメントリーの日本語訳監修

伊奈弘員
hina@jonesday.com

ジョーンズ・デイの出版物は、特定の事実関係又は状況に関して法的助言を提供するものではありません。本書に記載された内容は、一般的な情報の提供のみを目的とするものであり、当事務所の事前の書面による承諾を得た場合を除き、（なお、かかる承諾を付与または撤回するか否かは当事務所の任意裁量に属します）、他の出版物又は法的手続きにおいて引用し、又は参照することはできません。当事務所の出版物について転載の許可を希望される場合は、当事務所のウェブサイト（www.jonesday.com）にある“Contact Us”の箇所にある所定のフォームをご利用下さい。本書の郵送その他の送信は、弁護士と依頼者との関係を構築することを意図するものではなく、また本書の受信により、そのような弁護士と依頼者との関係が形成されるものではありません。本書に記載された意見は、執筆者の個人的な見解を示すものであり、当事務所の見解を反映したものではありません。